

移動等円滑化取組計画書

令和 8 年 6 月 30 日

住 所 福岡県北九州市若松区東小石町 3－1

事業者名 北九州市交通局
代表者名（役職名及び氏名） 局長 中島 尚

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 9 条の 4 の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

- ・新たに導入する車両をノンステップバスとしている
- ・スロープ板を必要とする利用者に対して、乗務員によるサポートを行う
- ・車内の前方に設置している次停留所名を表示するモニターについて新たに導入する車両から車内中央にも設置する
- ・全職員を対象に高齢者や障害のあるお客様への接遇に関する研修を実施する

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
ノンステップバス	新たに導入する車両を全車ノンステップバスとする

② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
操作が必要な設備の提供	スロープ板等による提供を行えるよう乗務員への教育を実施する

- ③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
車いすの利用者への介助	車いす等の利用者が乗降する際に、スロープ板を設置するなどサポートを実施する

- ④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
車内における案内サービスの充実	車内の前方に設置している行先（次停留所）名を表示するモニターをあらたに導入する車両にも設置する

- ⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
接遇研修の実施	全職員を対象に、高齢者や障害のあるお客様への接遇に関する研修を実施する

- ⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
ステッカーなどの掲示	優先席において、高齢者や障害のある利用者への優先利用に関する案内ステッカー・車内ポスターの掲示

Ⅲ 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

・メールや電話で寄せられる利用者への意見を共有し、取り組みの改善に活用した ・バス停留所における上屋及びベンチの改修を進めた

IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設 及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由
特になし		

V 計画書の公表方法

特になし

VI その他計画に関連する事項

特になし

注1 IVには、Ⅱについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Vには、本計画書の公表方法（インターネットの利用等）について記入すること。

3 VIには、Ⅱの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。